

訴訟事件の判決について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和7年(2025年)2月13日 東京簡易裁判所に訴えの提起

21日 訴状送達

6月13日 東京簡易裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、原告が、介護保険に加入申込みをしていないにもかかわらず、被告が原告の年金から介護保険料を徴収したと主張し、被告に対し、104,998円の支払を求めたものである。

5 請求の趣旨

(1) 被告は原告に対し、次の金額を支払え。

ア 金104,998円

イ 上記アの金額のうち金92,400円に対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

6 判決

(1) 主文

ア 原告の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

原告は65歳に達した日に介護保険の被保険者となって、保険料の納付義務が発生し、法令の規定に従い原告の老齢基礎年金支給額から天引きの方法で徴収されたことが認められる。そうすると、被告は、債務不履行又は不法行為による損害賠償義務を負わないし、不当利得返還義務も負わない。